

(1) 堺市地域公共交通活性化協議会の 分科会とすることについて

背景について

○背景

- 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「法」という。）が、令和2年11月に改正され、地方公共団体は、「地域にとって望ましい地域旅客サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」（以下「計画」という。）の作成に努めなければならないとされている。【参考資料1】
- また、計画の作成及び実施にあたり必要な協議を行うため、住民などの移動ニーズにきめ細かく対応できる立場にある市が中心となって、公共交通事業者、学識経験者、道路管理者、地域公共交通の利用者等からなる組織を設置することができる（法第6条第1項）
- 堺市において、令和4年12月22日「堺市地域公共交通活性化協議会」（以下「協議会」という。）を設置。【参考資料2】
- 協議会は、地域の輸送資源を最大限に活用し、市域全体の地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に向けた計画の作成及び実施にあたり必要な協議を行う。
- 堺市地域公共交通会議は、道路運送法に基づき、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項について協議を行う。
- 協議会と堺市地域公共交通会議は、公共交通の維持・確保に向けた取組の検討・実施にあたり密接な関係があることから、堺市地域公共交通会議を協議会の分科会とする。

「堺市地域公共交通活性化協議会」規約抜粋

（分科会）

第13条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 協議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

3 分科会の組織、議事、運営その他必要な事項は設置規約等で定める。

＜法定協議会＞

堺市地域公共交通活性化協議会

- ・設置時期：令和4年12月22日
- ・根拠法令：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

＜庁内委員会＞

堺市地域公共交通計画 検討庁内委員会

- ・都市計画、観光振興、健康、福祉、教育、環境などの分野との連携
- ・構成
 - 委員長 建築都市局長
 - 副委員長 交通部長
 - 委員 関係部長

＜分科会（予定）＞

堺市地域公共交通会議

- ・設置：平成24年6月（これまで計30回開催）
- ・根拠法令：道路運送法

【分科会となることによる主な変更点】

- 財務規程と事務局規程を、協議会に一元化
- 地域公共交通会議の協議結果について必要な事項を、協議会へ報告

(2) 規約等の改正について

○改正のポイント

- ・堺市地域公共交通会議を協議会の分科会とする規約等の改正を行うもの

○主な改正内容

<規約改正（案）について>

- ・堺市地域公共交通会議の協議結果について、必要な事項を、協議会へ報告（第11条第2項）
- ・庶務と財務を協議会と一元化
- ・施行予定日は、令和5年4月1日

<財務規程（案）について>

- ・協議会と財務が一元化することに伴う規程の廃止
- ・施行予定日は、令和5年3月31日

<事務局規程（案）について>

- ・協議会と庶務が一元化することに伴う規程の廃止
- ・施行予定日は、令和5年3月31日

<残金等について>

- ・残金等については、協議会へ移行

今後の進め方（予定）

第31回 地域公共交通会議
令和4年12月22日

第2回 地域公共交通活性化協議会
（書面開催）
令和5年3月上旬

地域公共交通会議
委員へ報告
令和5年3月下旬

【承認内容】

- (1) 堺市地域公共交通活性化協議会の分科会とすることについて
- (2) 規約等の改正について

・地域公共交通会議を協議会の分科会とすることについて、承認が得られたことを、協議会へ報告

【承認内容】

- ・地域公共交通会議を分科会とする

・地域公共交通会議を協議会の分科会とすることについて、承認が得られたことを、地域公共交通会議事務局へ報告

【報告内容】

- ・協議会で地域公共交通会議が分科会となったことの報告

令和5年度

- 4月1日 地域公共交通会議が、協議会の分科会となる
（財務規程と事務局規程を協議会に一元化）
- 5月頃 令和4年度 地域公共交通会議決算に対する監査
- 夏以降 地域公共交通会議を開催
（※会議後、地域公共交通会議の協議結果について必要な事項を、協議会へ報告）